

東京都中小規模事業所の
クラウド利用による省エネ支援事業
(クラウド化支援事業)



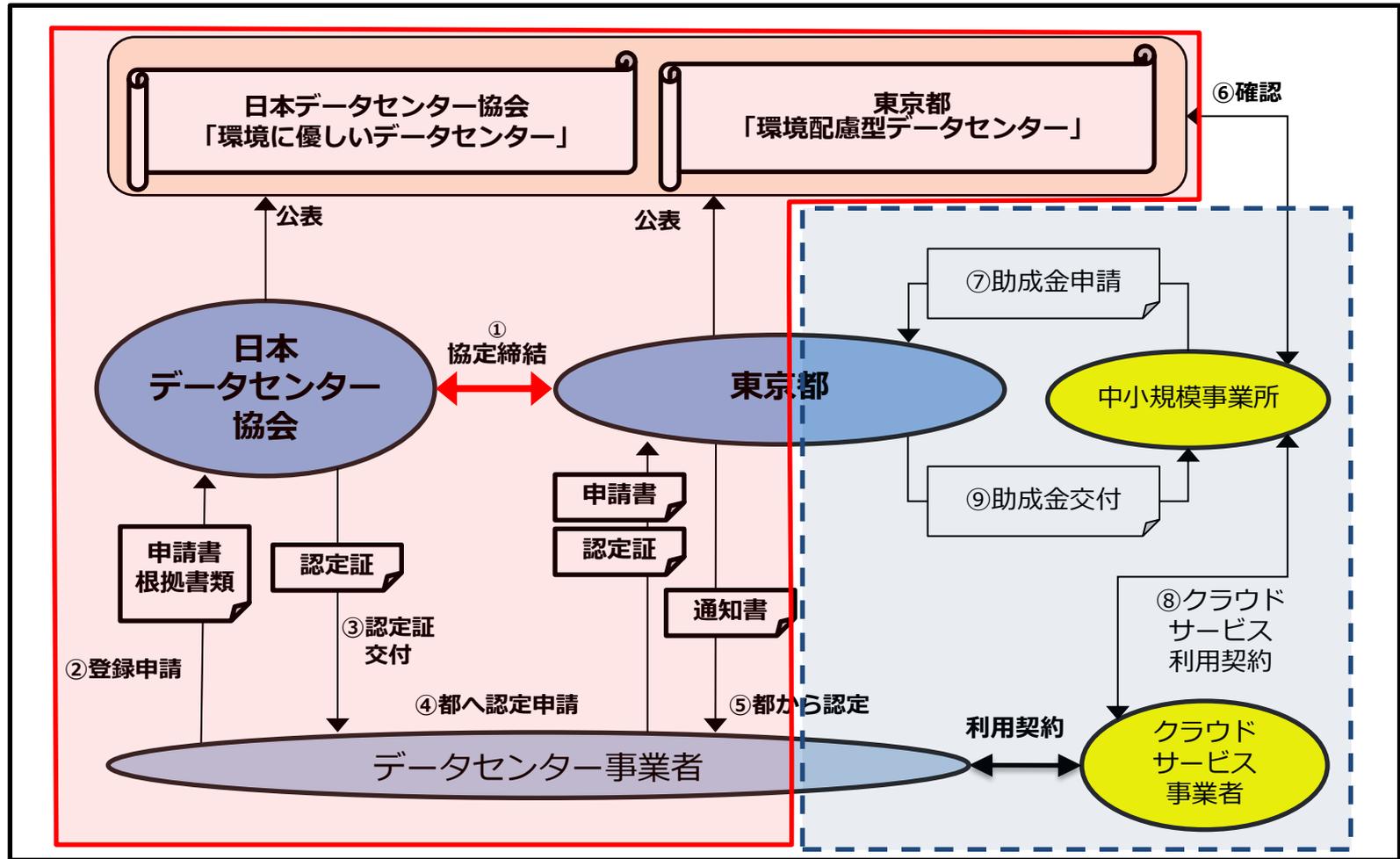
東京都環境局

東京都の実施するデータセンター省エネ対策 (DC認定制度とクラウド化支援事業)

スキーム

環境配慮型データセンター認定制度

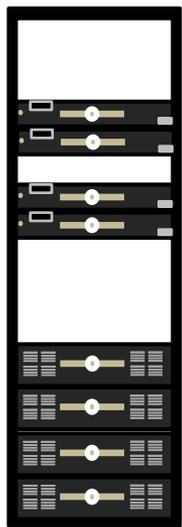
クラウド化支援事業



東京都中小規模事業所のクラウド利用による省エネ支援事業 (クラウド化支援事業)

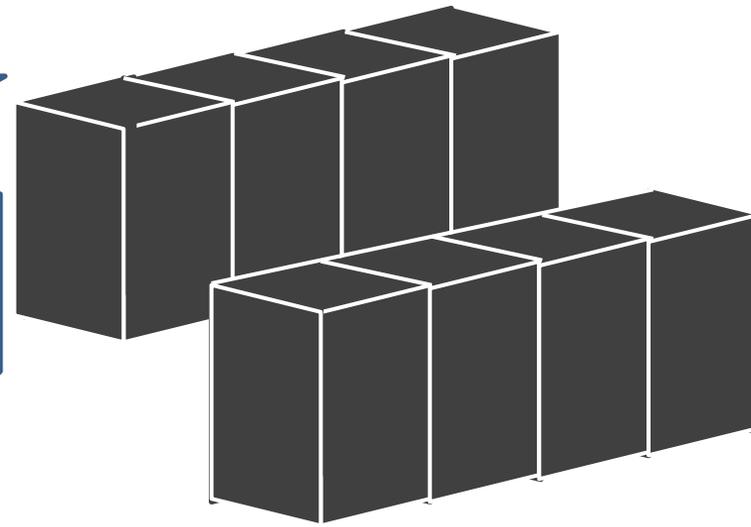
クラウド化のメリット

事務所のサーバ



クラウド化

省エネ型データセンターへ



40%程度※の
エネルギー使用量削減

※日本データセンター協会資料より

- システム管理者が専任でない
- バックアップ機能が不十分
- 電源や空調などのファシリティが不十分

- 管理負担が大幅に軽減
- バックアップ機能が整備
- 電源や空調などのファシリティが充実

- サーバの集約化、仮想化により消費電力削減
- PUEの良い省エネ型データセンターのため、空調の消費電力も削減

東京都中小規模事業所のクラウド利用による省エネ支援事業 (クラウド化支援事業)

クラウド化支援事業とは？

都内の中小規模事業所が保有する情報システム等を、省エネ性能の優れたデータセンター上のクラウドサービスへ移行するために必要な経費の一部を助成するもの。

事業目的

- ・ 省エネ型クラウドサービスの活用
(省エネ性能の高いデータセンターの普及促進含む)
- ・ 中小規模事業所の情報システム等の省エネ対策の推進

✓ 省エネ性能の優れたデータセンター

東京都と日本データセンター協会が実施する「環境配慮型データセンター認定制度」において認定された「環境配慮型データセンター」及び「環境に優しいデータセンター」のこと。

東京都中小規模事業所のクラウド利用による省エネ支援事業 (クラウド化支援事業)

概要

事業年度	平成27・28年度の2か年（予定）
事業規模	6.75億円
助成対象者	<ul style="list-style-type: none">・ 都内に中小規模事業所を所有または使用する中小企業者等・ 地球温暖化対策報告書の提出事業所
助成対象事業	都内中小規模事業所の情報システム等を、省エネ性能の高いデータセンターで稼働するクラウドサービスに移行するものであること。
対象経費	<ul style="list-style-type: none">・ 移行作業費・ 物品、サービス費
助成率	<ul style="list-style-type: none">・ 環境配慮型DCを利用する場合 1/3（上限1,500万円）・ 環境に優しいDCを利用する場合 1/6（上限 750万円）

東京都中小規模事業所のクラウド利用による省エネ支援事業 (クラウド化支援事業)

助成対象者

- 都内に中小規模事業所を所有又は使用する、中小企業基本法に定める中小企業者等であって、実質的に大企業等が経営に参加していない者
 - 助成金の交付を申請する年度に地球温暖化対策報告書を提出する中小規模事業所（以降毎年度）
- ✓ **中小規模事業所**
原油換算エネルギー使用量が1,500kL未満の事業所
(光熱費1億円未満、電気使用量600万kWh未満、延床面積3万㎡未満など)
 - ✓ **地球温暖化対策報告書【都条例（環境確保条例）】**
所有範囲又は使用範囲における前年度のエネルギー使用量、省エネ対策の実施状況等を報告するもの。

東京都中小規模事業所のクラウド利用による省エネ支援事業 (クラウド化支援事業)

助成対象事業

都内中小規模事業所において、助成対象事業者が所有又は使用する情報システム等を、省エネ性能の高いデータセンター（環境配慮型データセンター又は環境に優しいデータセンター）を利用したクラウドサービスへ移行する事業であること。

留意事項

➤ 移行元は都内に限定、移行先は都外でも可

Ex) 都内の中小規模事業所の情報システム等を、

北海道や九州のデータセンターに移設

➤ 移行前後で増エネとならないこと

東京都中小規模事業所のクラウド利用による省エネ支援事業 (クラウド化支援事業)

助成対象経費

移行作業費

- 設計費
- 開発費(構築、テスト、データ移行、本番環境構築等)

物品

- パッケージ費用
- ライセンス費用

サービス費

- クラウド初期費用
- インフラ利用料

基本的には、国事業である「平成26年度中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業（データセンターを利用したクラウド化支援）」に準ずる。

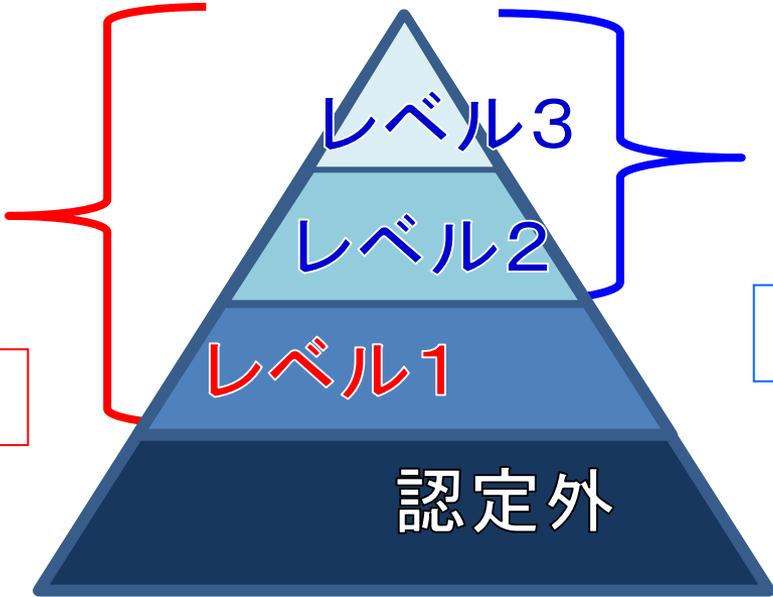
東京都中小規模事業所のクラウド利用による省エネ支援事業 (クラウド化支援事業)

助成率

JDCC

環境に優しい
データセンター

1/6(上限750万円)



東京都
環境配慮型
データセンター

1/3(上限1,500万円)

認定基準(建物設備性能、PUE、運用管理項目)に基づき、

JDCCが認定⇒「環境に優しいデータセンター」(レベル1以上)

東京都が認定⇒「環境配慮型データセンター」(レベル2, 3)

東京都中小規模事業所のクラウド利用による省エネ支援事業 (クラウド化支援事業)

その他

■ 実施年度

募集期間：平成27年度及び平成28年度

11月頃から開始予定

交付期間：平成27年度から平成30年度まで
移行作業に要する期間等を踏まえて設定

■ 助成対象事業者の責務

- ・ 毎年度地球温暖化対策報告書の提出
- ・ 省エネ効果のデータ等の提供
- ・ 都の実施するアンケート等への協力

東京都中小規模事業所のクラウド利用による省エネ支援事業 (クラウド化支援事業)

スケジュール

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
本事業	詳細検討		事業説明会			申請開始、審査、交付決定			

■ 留意事項

事業所の情報システム等の移行後の申請は不可

⇒ **移行前に助成金の申請を行い、交付決定後に移行を行うこと**

詳細は、事業説明会前までに下記ホームページで公表する予定です。

申し訳ありませんが、今しばらくお待ちください。

HP : <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/businesses/cloud27.html>

<参考>

助成対象者の要件の1つである
「地球温暖化対策報告書制度」について



東京都環境局

地球温暖化対策報告書制度

【都条例（環境確保条例）】

クラウド化支援事業の助成対象者（抜粋）

- ・ 助成金の交付を申請する年度に**地球温暖化対策報告書**を提出する中小規模事業所（以降毎年度）

留意事項

- **中小企業者等であって、中小規模事業所の所有又は使用範囲において提出**大規模事業所（「総量削減義務と排出量取引制度」の対象事業所）の所有者等からの提出は不可
- **地球温暖化報告書の提出には、義務提出と任意提出の2パターン**義務提出の要件に該当しない場合でも、任意提出での提出が可能

地球温暖化対策報告書制度

【都条例（環境確保条例）】

<目的>

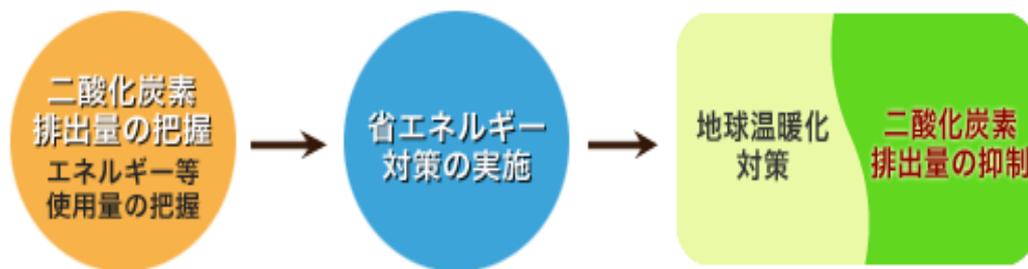
都内全ての中小規模事業所※の地球温暖化対策の推進

※原油換算エネルギー使用量1,500kl未満の事業所等

光熱費1億円未満、電気使用量600万kWh未満、延床面積3万㎡未満 等が目安

<報告書記載事項>

- ・前年度のCO₂排出量
- ・省エネ対策実施状況 など



**報告書の公表 = 延床面積、CO₂排出量/年、
CO₂排出原単位、温暖化対策の実施状況**

地球温暖化対策報告書制度

【都条例（環境確保条例）】

<提出対象>

義務提出者

都内に設置している『前年度の年間の原油換算エネルギー使用量が30kL以上1,500kL未満の事業所等』の原油換算エネルギー使用量の合計が**3,000kL以上**になる事業者

☆任意提出者

義務提出事業者以外の都内に中小規模事業所（年間の原油換算エネルギー使用量が1,500kL未満の事業所等）を所有・使用する事業者

都内の事業所

同一事業者の事業所等のエネルギー使用量を合算



建物・施設
(工場・ビル・店舗他)

(30~1,500kL未満の事業所等が対象)



テナント
(建物・施設の中に設置する)
事務所・営業所等

原油換算エネルギー使用量の合計

3,000 kL以上
義務提出者

291事業者
22,415事業所
※H26年度提出

3,000 kL未満
任意提出者

1,969事業者
11,914事業所
※H26年度提出

「省エネ性能の高いDCの普及促進」
「中小規模事業所のクラウド活用」



スマートエネルギー都市東京の実現へ

お問合せ先

・「クラウド化支援事業」

東京都環境局 地球環境エネルギー一部 地域エネルギー課 TEL:03-5388-3443

・「環境配慮型データセンター認定制度」

東京都環境局 地球環境エネルギー一部 総量削減課 TEL:03-5388-3487



東京都環境局 <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>

東京都環境局twitter <http://twitter.com/tochokankyo>